

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
規則	
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年7月17日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第46号
高知県税規則の一部を改正する規則
高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第92条中「記録命令付差押」を「電磁的記録提供命令」に改める。
別記第68号様式の2、別記第73号様式の2及び別記第75号様式中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に改める。
別記第75号様式の7中「第18条の3第4項」を「第18条の4第3項」に改める。
別記第78号様式の2中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に改める。
別記第148号様式中「記録命令付差押」及び「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。
別記第149号様式を次のように改める。

第149号様式（第92条関係）

第 号
年 月 日

臨検、搜索、差押、電磁的記録提供命令許可状請求書

犯則嫌疑者の住所（所在地）、職業（業種）、氏名（名称）及び生年月日等	
罪名	
犯則事実の要旨	
臨検すべき物件又は場所	
搜索すべき身体、物件又は場所	
差し押えるべき証拠物又は没収すべき物件と史料するもの	
記録させ、又は移転させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、又は移転させるべき者	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
7日を超える有効期間を必要とするときはその事由	
地方税法第22条の4第2項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
地方税法第22条の4第3項の許可の必要があるときは、その事由及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずべき期間	
地方税法第22条の11第2項の許可の必要があるときは、立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶	
日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は電磁的記録提供命令をする必要があるときは、その旨及び事由	

上記の許可状の交付を願いたい。

裁判所
裁判官 様

高知県知事 ◎印

別記第151号様式中「記録命令付差押」を「電磁的記録提供命令」に改める。 別記第154号様式中「記録命令付差押」及び「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。 別記第158号様式から別記第160号様式までの規定及び別記第163号様式中「記録命令付差押」を「電磁的記録提供命令」に改める。 別記第164号様式の2から別記第164号様式の4までの規定中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。 附 則 この規則は、令和9年10月1日から施行する。ただし、別記第75号様式の7の改正規定は公布の日から、別記第68号様式の2、別記第73号様式の2、別記第75号様式及び別記第78号様式の2の改正規定は令和11年4月1日から施行する。 ----- 公営企業局管理規程 ----- 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和8年7月17日 高知県公営企業局長 中嶋 真琴 高知県公営企業局管理規程第11号 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。 第12条の2中「1,080円」を「1,440円」に、「1,620円」を「2,160円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。 附 則 （施行期日等） 1 この規程は、令和8年7月17日から施行し、この規程による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。 （経過措置） 2 改正後の規程の規定は、令和8年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。 （特殊勤務手当の内払） 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。	----- 教 育 委 員 会 規 則 ----- 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和8年7月17日 高知県教育長 今城 純子 高知県教育委員会規則第8号 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則 高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。 第10条第1項に次の1号を加える。 （4） 第1号及び前号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する特定理学療法士等（条例第10条第3項の表備考5に規定する特定理学療法士等をいう。以下同じ。）をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。 附則第3項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改め、附則に次の1項を加える。 8 条例別表2の（5）並びに第10条第1項第4号及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を有する者（条例別表2の（5）ただし書及び第10条第1項第4号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
--	---	--

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月17日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第31号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の21を次のように改める。

21 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当（災害応急作業等手当）

支給の対象	区分		金額	備考
1 治山林道課、土木部の本庁、農業振興センター、林業事務所又は土木部の出先機関に勤務する職員が、区分欄に掲げる作業又は業務に従事したとき。	暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水の警報発令後に行う作業で特に危険を伴うおそれがあるもの又はその指導監督の業務	巡回監視業務又は水位調査業務	1日当たり 950円	
		水防作業の現場における指導監督若しくは水防作業又は災害調査業務（災害状況の調査業務を含む。）	1日当たり 1,440円	
2 職員が、区分欄に掲げる作業又は業務に従事したとき。	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業又は業務 ア 河川の堤防等 イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 漁港、港湾、海岸等	巡回監視業務	1日当たり 950円 （夜間（日没時から日出時までの間をいう。以下この表の21の表において同じ。）において作業又は業務に従事した場合にあっては1,425円、著しく危険な区域において作業又は業務に従事した場合（夜間の場合を含む。以下この表の21の表において同じ。）にあっては1,900円）	大規模な災害として人事委員会が別に定める災害に係る区分欄に掲げる作業又は業務に従事した場合における当該作業又は業務に係る手当の額は、金額欄の規定にかかわらず、1日当たり1,440円（夜間において作業又は業務に従事した場合にあっては2,160円、著しく危険な区域において作業又は業務に従事した場合にあっては2,880円）とする。
		応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務	1日当たり 1,440円 （夜間において作業又は業務に従事した場合にあっては2,160円、著しく危険な区域において作業又は業務に従事した場合にあっては2,880円）	

	(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した現場で行う業務で人事委員会が別に定めるもの	1日当たり 1,440円 (夜間において業務に従事した場合にあっては2,160円、著しく危険な区域において業務に従事した場合にあっては2,880円)	

別表第2の2の表中「以下この表の3の表」を「以下この表の2の表」に改め、同表の5の表中「以下この表の6の表」を「以下この表の5の表」に改め、同表の6の表中「1,080円」を「1,440円」に、「以下この表の7の表」を「以下この表の6の表」に、「1,620円」を「2,160円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

別表第3の14を次のように改める。

14 重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する職員の特殊勤務手当（災害警備等作業手当）

支給の対象	区分	金額	備考
1 職員が、異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業に従事したとき。	(1) 夜間（日没時から日出時までの間をいう。以下この表の14の表において同じ。）において作業に従事したとき。	1日当たり 1,680円	大規模な災害として人事委員会が別に定める災害に係る1から3までの作業に従事した場合における当該作業に係る手当の額は、金額欄の規定中「1,680円」とあるのは「2,160円」と、「2,240円」とあるのは「2,880円」と、「1,120円」とあるのは「1,440円」とする。
	(2) 引き続き2日以上作業に従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業又は立入禁止区域等での作業に従事したとき（夜間の場合を含む。）。	1日当たり 2,240円	
	(3) (1)及び(2)の作業以外の作業に従事したとき。	1日当たり 1,120円	
2 職員が、都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、鑑識の作業に従事したとき。	(1) 夜間において作業に従事したとき。	1日当たり 1,680円	
	(2) 引き続き2日以上作業に従事し、かつ、いずれかの日において立入禁止区域等での作業に従事したとき（夜間の場合を含む。）。	1日当たり 2,240円	
	(3) (1)及び(2)の作業以外の作業に従事したとき。	1日当たり 1,120円	
3 職員が、著しく危険な人命救助の作業に従事したとき。	(1) 夜間において作業に従事したとき。	1日当たり 1,680円	
	(2) 引き続き2日以上作業に従事したとき（夜間の場合を含む。）。	1日当たり 2,240円	
	(3) (1)及び(2)の作業以外の作業に従事したとき。	1日当たり 1,120円	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。